

# 兵庫県公報

平成30年1月9日 火曜日 第2966号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同）	4
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	4
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	5
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	5
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 同上（同）	6
○ 平成28年兵庫県告示第259号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（建築指導課）	6
<b>公 告</b>	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	13
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	14
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	15
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	16
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	18
<b>但馬海区漁業調整委員会公告</b>	
○ 漁業法に基づく公聴会の開催	18
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	18

## 告 示

### 兵庫県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
兼本歯科医院	明石市魚住町清水2242-7	平成29年8月4日
共進薬局西明石店	同 市明南町1-4-13 明美荘102号	同 年9月1日
やす整形外科クリニック	同 市和坂12-16 カトレアビル	同 年10月1日
凜訪問看護ステーション	芦屋市打出小樋町5-10-102	同 年1月1日
和田歯科医院	同 市津知町3-14	同 年6月1日
ロジケアあしや訪問看護ステーション	同 市大原町4-10	同 年7月27日
ウエルシア薬局芦屋春日店	同 市春日町22-5	同 年9月1日
ちゃばたクリニック	同 市春日町4-4 アメニティ芦屋1階	同 年10月1日
芦屋さくらメンタルクリニック	同 市南宮町6-22-203	同
南宮薬局	同 市南宮町6-22 コミカ南宮ビル103号	同
ミホ薬局	伊丹市中野西2-207	平成29年8月16日
クリニック内藤	同 上	同 月17日
さかもと小児科アレルギー科	伊丹市伊丹1-7-16	同 月18日
うえだ耳鼻咽喉科	同 市鴻池4-1-10 オアシスタウン伊丹鴻池2階	平成29年10月1日
ずし整形外科	同 市昆陽東1-2-7 阪急オアシス伊丹昆陽東店2階	同
たに調剤薬局野口店	加古川市野口町良野785	平成29年9月1日
東医院	宝塚市中州1-2-15	同 年6月1日
くさなみ内科クリニック	同 市湯本町9-5	同 年10月1日
はるな薬局	同 市湯本町9-5 宝塚ザ・レジデンス1階	同
訪問看護ステーションえんじゅ	加西市三口町1257-2	平成29年8月1日
ゴダイ薬局八鹿病院前店	養父市八鹿町下網場396-13	同 年10月1日
富岡歯科クリニック	揖保郡太子町矢田部21-1	同



**兵庫県告示第10号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
訪問看護ステーションやなか	宝塚市川面4-10-26	所在地
たずみ内科歯科	神崎郡市川町甘地804-12	医療機関名称

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
兼本歯科医院	明石市魚住町清水2242—7
有限会社共進薬局西明石店	同 市明南町1—4—13
和田歯科医院	芦屋市津知町3—14
クリニック内藤	伊丹市中野北3—8—41 サンベルエアー1階
ミホ薬局	同 市中野北3—8—39
さかもと小児科アレルギー科	同 市伊丹1—6—2 丹兵ビル103号室
ティエス調剤薬局野口店	加古川市野口町良野785
東医院	宝塚市中州1—2—15
大森診療所	南あわじ市津井1217—3
中山薬局	朝来市和田山町竹田97

3 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
まつもとクリニック	加古郡播磨町北本荘7—1—19



兵庫県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
医療法人社団仁恵会石井病院	明石市天文町1—5—11	医療法人社団仁恵会	明石市天文町1—5—11	平成29年9月1日
居宅介護支援事業所千種の苑	赤穂市東有年字片山664—1	社会福祉法人春秋会	赤穂市東有年字片山664—1	同 年4月1日
フタバ薬局宝塚店	宝塚市安倉南1—7—12	株式会社フタバ	大阪府茨木市東太田1—1—111	同 年7月1日
株式会社Win-Win	三木市志染町東自由が丘1—600	株式会社Win-Win	三木市志染町東自由が丘1—600	同 年9月29日
ミクチ薬局王子店	加西市王子町79—1	ナイトウメディックス株式会社	加西市三口町1257—3	同 年8月21日



兵庫県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更の届出があった。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
パナソニックエイジフリーケアセンター 明石藤江・訪問介護	明石市藤江1054-1	パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市大字門真1048	事業所名称・所在地
訪問看護ステーションやなか	宝塚市川面4-10-26	医療法人社団やなかクリニック	宝塚市川面4-9-5	所在地
居宅介護支援事業所やなか	同 上	同 上	同 上	同 上
ケアサポートリーフ	宝塚市伊子志1-7-15 伊都ビル301	株式会社リーフ	宝塚市野上1-1-3 シャローム逆瀬川2階-B	同 上
ケアプランリーフ	同 上	同 上	同 上	同 上



**兵庫県告示第13号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地	指定年月日
越 後 喜 一	伊丹市野間1-11-8-203	越後屋治療院	芦屋市浜町6-8-204	平成29年9月8日
各 務 祐 貴	神戸市西区学園東町7-21-7	鍼風堂	同 市茶屋之町3-19 CU R404	同 年10月6日
木 本 たか子	美方郡新温泉町七釜944	株式会社フレア スフレアス在宅 マッサージ鳥取	鳥取市南吉方1-114-3 エ ステートビルII 2-6	同 月1日
岡 本 健	同 郡同 町塩山1054	なごみ整骨院	美方郡新温泉町七釜521-2	同 月5日



**兵庫県告示第14号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市長尾土地改良区	平成29年12月1日



**兵庫県告示第15号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年12月20日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	西中池地区	平成30年1月9日から 同 月29日まで	神戸市西区役所



**兵庫県告示第16号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
佐用郡佐用町三ツ尾字前田201の26から201の28まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅



**兵庫県告示第17号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
川西市東多田3丁目275番の一部
- 2 特定有害物質の名称  
クロロエチレン及びテトラクロロエチレン



**兵庫県告示第18号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域  
平成28年兵庫県告示第604号により指定した区域（川西市東多田3丁目275番の一部、277番の一部、848番2）の一部
- 2 特定有害物質の名称  
一・一・ジクロロエチレン、シス一・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン及びトリクロロエチレン
- 3 汚染の除去等の措置  
追完調査による解除



**兵庫県告示第19号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500））
- 2 作業期間  
平成29年12月18日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市全域



**兵庫県告示第20号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間  
平成29年12月28日から平成30年1月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市上ヶ原一番町24番2地先



**兵庫県告示第21号**

平成28年兵庫県告示第259号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表（西脇市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。  
表（西脇市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表 第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)

上野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上野字ヘラ町、字大谷山及び字北山の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
上戸田地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上戸田字奥垣内、字土手及び字八日山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
津万地区 条例別表第3の3 の項	西脇市津万字ウスバの全部、字高坪、字西ノ門、字源女、字大根、字八王子前、字柳坪、字長垣内、字石路及び字長田の各一部並びに嶋字曾崎の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
嶋地区 条例別表第3の3 の項	西脇市嶋字辻、字大將軍、字コフカタ及び字大堂の各全部、字曾崎、字落クゴ、字木俵、字内垣、字的場、字下五反田、字上五反田、字五万田、字馬渡り、字庵戸、字宮京寺、字大前田、字東乞田及び字西乞田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
大垣内地区 条例別表第3の3 の項	西脇市大垣内字垣ノ内及び字トデの各全部、字丁田、字滝ノ下、字高町及び字ハリ田の各一部並びに寺内字丁田、字堂ノ下及び字大垣内裏の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
寺内地区 条例別表第3の3 の項	西脇市寺内字丁田、字堂ノ下、字カイチ、字大垣内裏、字出口、字中田、字田フチ、字カナニロ、字ホコラ、字上畑、字池尻、字上及び字天神ノ芝の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
西嶋地区 条例別表第3の3 の項	西脇市西嶋字村前、字門、字梶ノ下、字中添及び字ノテの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
蒲江地区 条例別表第3の3 の項	西脇市蒲江字時釜、字谷郷、字大根、字蒲池東、字イハノ元、字西ケ市、字早田、字北ケ市、字東畑及び字西畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日

坂本地区 条例別表第3の3 の項	西脇市坂本字谷川向、字上中野、 字谷川尻、字北茶屋、字町池、字 戎之本、字大將軍ノ本、字坂本、 字西之野及び字坂谷口の各一部 並びに寺内字田フチの一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
大野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市大野字戎田、字木戸口、字 南及び字仮安の全部、字センサ マ、字山本、字永長、字栗坪、字 池下、字邑中、字タヨカイチ、字 大谷、字片山、字逆サマ及び字八 ヶ山の各一部並びに坂本字野手 ノ下の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
郷瀬地区 条例別表第3の3 の項	西脇市郷瀬町字村内及び字大歳 西の各全部、字神田、字境手ノ上、 字大歳坪、字井詰、字西ノ岸、字 角ノ前及び字旗頭の各一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
富田地区 条例別表第3の3 の項	西脇市富田町字善南寺坪及び字 堂前の各全部、字犬ノ堂、字善南 寺東、字田之垣、字上高井、字下 高井、字志竹之上、字坪ノ内及び 字村内の各一部、西田町字森ノ 本、字塚之本及び字土堤之上の各 一部並びに日野町字犬ノ堂の一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
日野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市日野町字高芝、字ウワタ、 字松ノ前、字東沢、字タノカイチ、 字犬ノ堂、字平ノ口、字南川、字 西カイチ、字南カイチ、字中カイ チ、字北カイチ、字浦山及び字一 ノ谷の各一部、郷瀬町字柵の一部 並びに富吉南町字蒲之元の一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
富吉南地区 条例別表第3の3 の項	西脇市富吉南町字池ノ下及び字 山之下の各全部、字東川、字堂ノ 元、字沖田、字蒲之元、字高芝、 字土居之元、字中道、字山田、字 池ノ南、字下ノ山、字上ノ山及び 字南山の各一部並びに富吉上町 字大橋及び字イヤノ上の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日



富吉上地区 条例別表第3の3 の項	西脇市富吉上町字堂ノ後の全部、 字大橋、字南カイチ、字東垣内、 字イヤノ上、字西門、字八幡、字 ボン垣内、字薬師之西、字辻ノ内、 字北山、字カヤ林及び字平山の各 一部並びに富吉南町字東川の一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
前島地区 条例別表第3の3 の項	西脇市前島町字前川原、字村中、 字大年ノ西、字庵ノ元、字天神ノ 元、字岸之東、字上川原及び字西 川原の各一部、富吉上町字西門の 一部、西田町字東門、字大年前、 字北ノ手、字上り戸及び字上川原 の各一部、市原町字清水の一部並 びに大木町字水落の一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
西田地区 条例別表第3の3 の項	西脇市西田町字村中及び字高井 の各全部、字クヌキ、字若宮、字 カラキ、字井ノ辺、字蒲之元、字 名草、字東門、字上り戸及び字川 端の各一部並びに富田町字上高 井及び字下高井の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
西田地区 条例別表第3の5 の項	西脇市西田町字井ノ辺の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
市原地区 条例別表第3の3 の項	西脇市市原町字南ケ市の全部、字 石ケ坪、字清水、字下河原、字長 畑、字岩ケ坪、字広畑ケ、字池ノ 下、字北ケ市、字沼、字川端、字 山之下、字東ケ市、字下町、字上 町、字村之内、字長畑ノ上、字東 谷及び字南内の各一部並びに大 木町字徳部新田の一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
市原地区 条例別表第3の5 の項	西脇市市原町字川端の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
大木地区 条例別表第3の3 の項	西脇市大木町字タヤカチの全部、 字ヨコテ、字札ノ元、字西角、字 清水田、字山ノ下、字水落、字蔵 之元、字ナシノキ、字若宮ノ元、 字郡新田、字徳部新田及び字ツ 林の各一部並びに野中町字国影、 字芝添及び字下川原の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日

野中地区 条例別表第3の3 の項	西脇市野中町字国影、字山ノ下、 字坂ノ下、字ハゼノ木、字土DOI、 字芝添、字高ノ坪、字前、字郷ノ 上、字草木、字中丁田、字後丁田、 字上石、字北垣内、字小山及び字 小屋辻の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
羽安地区 条例別表第3の3 の項	西脇市羽安町字カドタの全部、字 堂ノ前、字筋違、字横長、字下河 原、字森ノ下、字トイツメ、字山 ノ下、字水田、字中曾根及び字道 ノ上の各一部並びに野中町字前 の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
同 上	西脇市羽安町字堂ノ前、字筋違及 び字水田の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成22年10月29日
同 上	西脇市羽安町字カドタ、字堂ノ 前、字筋違、字横長、字森ノ下、 字山ノ下及び字水田の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成22年10月29日
羽安地区 条例別表第3の5 の項	西脇市羽安町字中曾根及び字大 嶋の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成22年10月29日
高松地区 条例別表第3の3 の項	西脇市高松町字南境、字荒子、字 花立、字観音堂、字屋形、字小口、 字山添、字広畑、字ヌエノ、字中 川原、字寺ノ垣内及び字平見の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日) (平成30年1月9日)
同 上	西脇市高松町字荒子の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
高松地区 条例別表第3の5 の項	西脇市高松町字南境及び字荒子 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の 項に規定する建築物	平成30年1月9日
板波地区 条例別表第3の3 の項	西脇市板波町字札之辻、字上中田 及び字下中田の各全部、字宮ノ 後、字川原坪、字蔵ノ元、字舟戸、 字三高、字高瀬、字西池町、字段 ノ下、字北垣内、字中垣内、字宮 ノ前、字川ノ上、字樋ノ上、字段 ノ上、字尾狭、字大林及び字二ツ 谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日

平野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市平野町字土井下の全部、字井口、字山ノ下、字中田、字薬師下、字大池下、字皿池ノ下、字宮下及び字ユリ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
谷地区 条例別表第3の3 の項	西脇市谷町字郷ノ口、字墓所下、字若栄、字前田、字垣内、字西山ノ下、字北山、字墓所ケ谷及び字東柴草山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
野村地区 条例別表第3の3 の項	西脇市野村町字奥野、字笹野及び字中ノ多和の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
比延地区 条例別表第3の3 の項	西脇市比延町字前田、字村中、字大道ノ東、字上町、字下町、字西川原、字山ノ口、字和田、字下古野、字口古野、字茶山及び字山原の各一部並びに鹿野町字北垣内、字大蔵、字池ノ内及び字新開の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
比延地区 条例別表第3の5 の項	西脇市比延町字西川原の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成20年4月11日
上比延地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上比延町字寺ノ東、字東前田、字前田出口、字前田出口ノ西、字前田ノ西、字西岡ノ東、字西岡、字西岡山、字芦谷道ノ東、字芦谷道ノ西、字岡山ノ北、字芦谷嫁ケ石、字芦谷嫁ケ石東、字野瀬、字北垣内道ノ西、字寺ノ北、字谷田、字大年坪、字池ノ尻、字越水、字南垣内、字昆沙門ノ東、字水口ノ東、字東脇、字馬渡里、字岸ノ久後、字花ノ木、字嶋田山、字下掛り、字中通り、字池町下、字友右衛門垣内、字カクレ谷、字奥野山、字丸山、字伊勢山、字前田、字北垣内及び字池ノ南の各一部並びに比延町字岡ノ山根の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
上比延地区 条例別表第3の5 の項	西脇市上比延町字芦谷嫁ケ石の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する建築物	平成28年3月11日

鹿野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市鹿野町字源四郎垣内の全部、字宮ノ前、字辻、字蔵ノ垣内、字五土砂、字島堂、字中ノ垣内、字五明、字明神、字山ノ神、字森ノ本、字竹ノ内、字御防垣内、字芝ノ垣内、字戌亥寺、字北垣内、字大蔵、字池ノ内、字新開、字釜谷及び字六ノ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
鹿野地区 条例別表第3の5 の項	西脇市鹿野町字辻、字西川原、字蔵ノ垣内、字五土砂及び字六ノ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成20年4月11日
塚口地区 条例別表第3の3 の項	西脇市塚口町字一ノ瀬、字和賀メ、字中ノ垣内、字二之瀬及び字ウツロクチの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
塚口地区 条例別表第3の5 の項	西脇市塚口町字一ノ瀬の一部並びに鹿野町字ウツロウ山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
高嶋地区 条例別表第3の3 の項	西脇市高嶋町字フロノ下、字高町、字山添及び字明神の各一部並びに鹿野町字中ノ垣内の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
堀地区 条例別表第3の3 の項	西脇市堀町字南河原、字中島、字城府、字峠、字上西河原及び字下西河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
堀地区 条例別表第3の5 の項	西脇市堀町字東河原の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
落方地区 条例別表第3の3 の項	西脇市落方町字サル田、字火燈し山、字菊ノ尾、字長柄柿、字フチノ上、字岡本、字西垣内、字加正谷及び字今ドヒの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
明楽寺地区 条例別表第3の3 の項	西脇市明楽寺字狭谷、字沢田、字池ノ内、字池ノ下、字上中尾、字下中尾、字岡本、字流田、字芝添、字カウロギ、字タコカ、字大谷、字野尻、字茶屋町、字荒井口、字寺田、字目ケ向、字大門、字北谷及び字西谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日

水尾地区 条例別表第3の3 の項	西脇市水尾町字大門の全部、字瓜 植、字一ノ宮ノ元、字車田、字村 中、字佃、字オノ神、字北門、字 中ノ池及び字中ノ坪の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
水尾地区 条例別表第3の5 の項	西脇市水尾町字瓜植の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
水尾地区 条例別表第3の8 の項	西脇市水尾町字佃の一部で別図 に示す区域	都市計画法施行条例別 表第3の8の項に規定 する地域資源の有効な 利用に係る建築物 1 寮 2 集会所 3 事務所	平成28年3月11日
岡崎地区 条例別表第3の3 の項	西脇市岡崎町字高倉、字堀越、字 北浦、字大根、字早稲田、字出口、 字下岡崎、字上岡崎及び字カヤノ 内の各一部、落方町字ハノキ及び 字五百戸の各一部並びに上王子 町字流レ田及び字小丸の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
上王子地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上王子町字流レ田、字古河 及び字山根の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
合山地区 条例別表第3の3 の項	西脇市合山町字西山、字堂ノ上、 字堂ノ前、字前田、字宮ノ前、字 藤原及び字奥田の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
出会地区 条例別表第3の3 の項	西脇市出会町字円丈寺、字中野、 字中野上、字笹原、字笹尾、字ダ ケ山、字菖蒲谷及び字桧尾の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
出会地区 条例別表第3の5 の項	西脇市出会町字木谷山の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
八坂地区 条例別表第3の3 の項	西脇市八坂町字上之段、字岩元、 字東山、字平池ノ下、字土手ノ内、 字勝尾谷、字五輪及び字大谷の各 一部並びに平野町字米山及び字 平見の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日

## 公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
名塩(20) I (105000193)	西宮市名塩二丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
名塩(21) I (105000194)	西宮市塩瀬町名塩（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年1月17日（水）から同月31日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所市民局市民総括室塩瀬支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課

〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

平成30年1月31日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月27日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

名塩(7) II (105000133) の項中別図133、名塩(4) I (105000134) の項中別図134、名塩(11) I (105000142) の項中別図142を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年1月17日（水）から同月31日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所市民局市民総括室塩瀬支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課  
〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

平成30年1月31日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月27日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
名塩(1)Ⅱ (105000088)	西宮市塩瀬町名塩(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
名塩(1)Ⅰ (105000124)	西宮市塩瀬町名塩(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
名塩(9)Ⅰ (105000125)	西宮市塩瀬町名塩(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
名塩(2)Ⅰ (105000127)	西宮市塩瀬町名塩(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
ガーデン(3)Ⅰ (105000129)	西宮市名塩ガーデン(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
ガーデン(1)Ⅰ (105000130)	西宮市名塩ガーデン(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
名塩(7)Ⅱ (105000133)	西宮市名塩二丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
名塩(4)Ⅰ (105000134)	西宮市名塩一丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
名塩(18)Ⅰ (105000136)	西宮市名塩一丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
名塩(10)Ⅰ (105000141)	西宮市塩瀬町名塩(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
名塩(11)Ⅰ (105000142)	西宮市塩瀬町名塩(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり





- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ドラッグコスモス豊岡中陰店  
 所在地 豊岡市中陰字横枕560—1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
 代表者の氏名 宇野正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
 代表者の氏名 宇野正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成30年8月14日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,539平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
60台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
20台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
28平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻 午前9時  
 閉店時刻 午後9時45分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前8時30分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
 出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
 平成29年12月13日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課
  - (2) 縦覧期間  
 平成30年1月9日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 平成30年5月9日
  - (2) 提出先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとお

りである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) コーナンPRO加古川店  
 所在地 加古川市米田町平津字石田477番7ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により加古川市から聴取した意見の概要  
 店舗付近の道路は川西小学校及び神吉中学校の通学路となっているため、児童及び生徒の通学の安全に十分配慮されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成30年1月9日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 加古郡稲美町国岡五丁目110番、111番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 明石市魚住町清水2354番地の3  
 株式会社コーワホームテック 代表取締役 河 原 源
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成29年7月3日  
 兵庫県指令東播（加土）（建）第1—10号（29稲美）

**但馬海区漁業調整委員会公告**

**漁業法に基づく公聴会の開催**

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成30年1月9日

但馬海区漁業調整委員会  
 会長 川 越 一 男

- 1 期日 平成30年1月24日（水）
- 2 時間 午後1時30分から午後2時まで
- 3 場所 美方郡香美町香住区香住1852番地の4  
 兵庫県但馬県民局豊岡農林水産振興事務所但馬水産事務所会議室
- 4 案件 但馬海区における定置・区画漁業の免許の内容となるべき事項等について

**警 察 本 部 公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年1月9日

契約担当者  
 兵庫県警察本部長 西 川 直 哉

## 1 調達内容

## (1) 購入物品及び数量

平成30年度兵庫県警察本部車両用燃料の単価契約

ア レギュラーガソリン 予定数量 117万リットル

イ ハイオクガソリン 予定数量 40万リットル

ウ 軽油 予定数量 8万リットル

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

## (4) 納入場所

落札者が提供できる兵庫県内及び兵庫県外に存する指定給油所のうち契約担当者が指定する給油所

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、アに示す金額の合計をもって落札価格とするので、イに示す合計金額を入札書に記載すること。

ア レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額と、軽油については、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税額分を減じた額の100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額の合計

イ レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額と、軽油については見積もった契約希望金額から軽油引取税額を減じた額の108分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額の合計

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込の期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部装備課 担当 齊（いつき）

電話（078）341-7441 内線2344

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間  
平成30年1月9日（火）から同月23日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成30年2月19日（月）午後2時

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階 入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による

信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成30年2月16日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年2月15日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

##### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

##### (4) 入札者に要求される義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、県下の49警察署の管内にそれぞれ1箇所以上給油所を確保している等を確認するために「給油所保有（設置）一覧表」を提出すること。

イ 国内全都道府県に臨時給油所の設定が可能であることが確認できる書類を提出すること。

ウ ガソリン供給能力の確保のために石油元請会社の「特約店証明書」等を提出すること。

エ 納入しようとするガソリン等の品質を証明するために「品質証明書」を提出すること。

オ 上記アからエまでの証明書等は、平成30年1月23日（火）までに提出すること。

カ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからエまでの証明書等に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

##### (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、前記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成30年2月16日（金）午後5時までに、前記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成30年4月1日（日））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

##### (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

##### (7) 契約書の作成の要否

要作成

##### (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な

入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Naoya Nishikawa, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Products to be purchased:

a Regular gasoline           Approx. 1,170,000 liters

b High-octane gasoline   Approx. 400,000 liters

c Light oil                    Approx. 80,000 liters

(3) Delivery period:

From April 1, 2018 to March 31, 2019

(4) Delivery places:

The designated place by Director of Hyogo Prefectural Police HQ

(5) Deadline for the application forms:

17:00 January 23, 2018

(6) Deadline for bidding:

17:00 February 16, 2018 by mail;

14:00 February 19, 2018 by direct delivery

(7) Secretariat:

Ms. Itsuki, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2344